

計測器校正の勘どころ

校正証明書編(第3回)・トレーサビリティ体系図と校正情報

アンリツ計測器カスタマーサービス株式会社
計測テクニカルセンター
山崎 俊雄

《はじめに》

今回は校正証明書の形態について考察しました。その中でトレーサビリティ体系図については、必ずしも国家計量標準にトレーサブルであるという証拠にはならないということをご説明いたしました。しかし、なぜトレーサビリティ体系図ではトレーサブルである証拠にはならないのでしょうか。今回はこの点を考えてみたいと思います。

1. トレーサビリティ体系図の役割

図1にトレーサビリティ体系図の例を示します。図1を見たときに、例えば「周波数」のひとつのトレーサビリティ体系として、現場計測器→常用標準(周波数カウンタ)→仲介用標準(セシウム原子発振器)→国家標準機関(産業技術総合研究所)という校正の連鎖が確保されていることが分かります。

しかし、この例では実際に現場計測器→常用標準、常用標準→仲介用標準、仲介用標準→国家標準機関の校正が確実に実施されているか否かを確認することはできません。図1は、あくまで「我が社のトレーサビリティ体系はこうなっています」という状態を示した概念図であると理解する必要があるのです。実はトレーサビリティ体系図自体にはあまり具体的な情報は含まれておらず、このためホームページから自由にダウンロードできるというケースも多く見られています。

2. トレーサビリティ体系図の使い方

実際に校正の連鎖を組み立てなければトレーサビリティ体系図を描くことはできません。トレーサビリティ体系図が存在することで、その校正事業者の行う校正サービスが国家計量標準にトレーサブルであると判断することは、ある程度合理的であると言えるでしょう。多くの場合はこの範疇に留まるものと考えられます。

しかし、それはあくまでも「そう見える」だけのことであり、真にトレーサビリティ体系図のとおり校正が実施されているか否かは判然としません。より確実を期すならば、校正依頼者が自ら現場監査を行うか、信頼できる第三者の監査結果を参照しなければなりません。品質管理上、非常に厳密に国家計量標準へのトレーサビリティを確認しなければならない場合は、図1のようなトレーサビリティ体系図だけでは情報が不足する可能性があることをぜひ覚えておいてください。

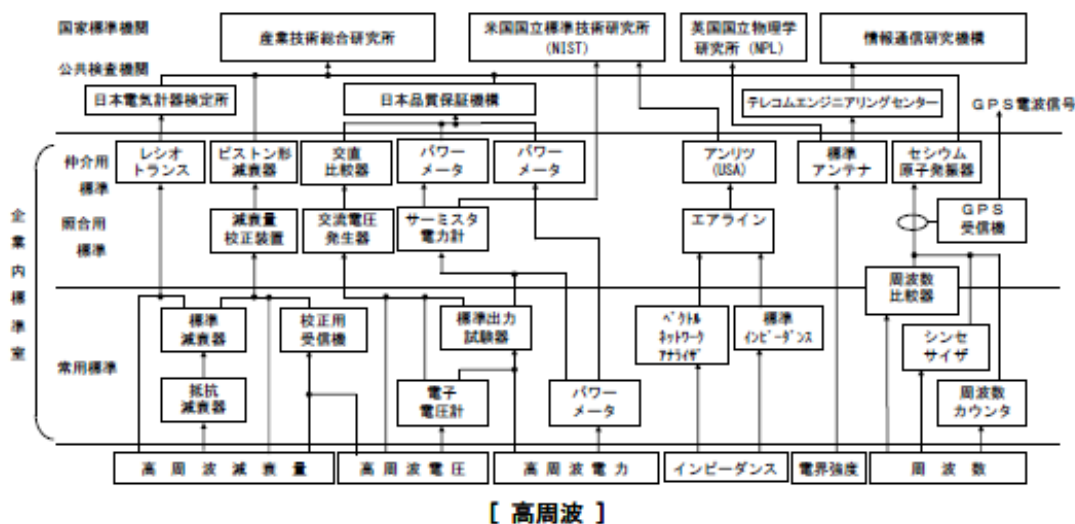


図1 トレーサビリティ体系図の例

チェック!

トレーサビリティ体系図は企業内校正の連鎖を模式的に図示したものです。校正の連鎖が確実に実行されていることを確認する情報が必要とされています。現場監査や第三者監査が利用される場合があります。